

6. 電気関係事故の報告

電気関係報告規則第3条において、自家用電気工作物設置者が報告すべき電気事故、報告の方法、報告期限及び報告先を規定しています。(主要電気工作物を構成する設備を定める告示、電気関係報告規則第3条の運用について(内規)参照)

(1) 自家用電気工作物に係る電気事故は次のとおりです。

①感電死傷事故又は感電以外の死傷事故

(死亡又は病院もしくは診療所に治療のために入院した場合に限る。)

②電気火災事故(工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。)

③公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした場合又は社会的に影響を及ぼした事故

④主要電気工作物の破損事故

⑤電気事業者に供給支障を発生させた事故(波及事故)

⑥ダムによって貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故

(2) 報告の方法と報告期限

①電気事故速報 (150ページ)

電気事故速報は、事故の発生を知った時から知り得る限りの情報を速やかに報告することが必要です。報告内容は、いつ(事故発生の日時)、どこで(事故発生の場所)、なにが(事故発生の電気工作物)、なぜ(事故発生の原因)、どうなった(死傷者の発生や損傷状況等の概要)という事故の状況を説明するための最小限の情報と、そのためにとった応急処置、復旧対策・日時等について、事故の発生を知った時から24時間以内に電話、FAX等により報告してください。

②電気事故詳報 (151ページ)

電気事故詳報は、電話、FAX等による速報を行った事故について、事故原因の分析、事故の状況、被害の状況、再発防止対策等に亘って詳しく調査検討し、その結果を定められた様式に従って報告書を取りまとめ、事故の発生を知った日から30日以内に報告してください。

事故原因の調査に時間がかかり、再発防止対策が報告できないような場合には、30日以内にわかった状況をご報告いただき、その後は続報としていただくこととなります。

記載要領

電気関係事故報告

1. 件名：	発生した電気事故を次の要領により記載する。 ① 感電死傷事故の場合 作業者（又は公衆）感電死亡（又は負傷）事故 ※感電以外の死傷事故の場合この内容を表す件名を簡潔に記載する ② 電気火災事故の場合 電気火災事故 ③ 公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした事故又は社会的に影響を及ぼした事故 この内容を表す件名を簡潔に記載する ④ 主要電気工作物破損事故 ○○発（変）電所（主要電気工作物名）破損事故 ⑤ 自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故（波及事故） ○○電力会社○○変電所○○配電線への波及事故
2. 報告事業者	1) 事業者名（電気工作物の設置者名）：○○株式会社 2) 住所：○○県○○市○丁目○番地○号
3. 発生日時：	○年○月○日 ○時○分
4. 事故発生時の電気工作物（設置場所、使用電圧）：	事故発生時の電気工作物の名称及び使用電圧、同電気工作物が設置してある事業場の名称及び所在地を記載する。 （電気工作物名 ○○○○） （設置場所 ○○株式会社○○工場、○○県○○市○丁目○番地○号、使用電圧 6,600V）
5. 状況：	① 事故発生前の状況 気象、関係電気工作物の施設状況、保守点検の状況、運転の状況、作業の状況、その他 なお、感電事故の場合には、作業の状況として、作業体制、作業指示状況、被災者の服装、活動作業方法等についても記載。 ② 事故発生の経緯 事故発生、拡大の電氣的及び時間的経緯、保護装置の動作状況、事故連絡及び対応状況、その他 ③ 電気工作物の被害の程度、被害の種類及び数量 （種類）破損、折損、倒壊、傾斜、断線、断線等 （数量）台数、基数、条数、個数、式、組等

④ 応急措置 ⑤ 復旧状況 復旧操作、事故後の処置、その他	
6. 原因：	事故発生の原因検討の状況を記載及び別紙原因分類表1～3の原因別に従い記載する。 （大分類—小分類） 原因の検討○○～○○。
7. 被害状況	次の各項のうち事故に関係あるものについて「有」を選択してその内容を記し、関係ないものについては「無」を選択する。 1) 死傷「有」 内容：被災者の被災程度、入院・加療状況、その他 2) 火災「有」 内容：火災による焼損状況、その他 3) 供給支障「有」（供給支障電力・供給支障時間を記載） 内容：供給支障軒数、その他 4) その他（上記以外の他に及ぼした障害） 内容：被害電気工作物の概要（故障、損傷、破壊等の被害を受けた電気工作物の種類、定格電圧、定格容量、製作年月、製作会社等）、その他
8. 復旧日時：	仮復旧と本復旧別に記載し、仮復旧については本復旧予定日時を併記する。 ○年○月○日 ○時○分
9. 防止対策：	事故について検討した結果、同種の事故の再発及び拡大を防止するために実施する対策を具体的に記載する。 ○○～○○。
10.	主任技術者の氏名及び所属 主任技術者の氏名及び所属部署名、役職について記載すること。なお、保安管理業務外部委託承認を受けている場合は、委託先の情報を記載すること。 （保安管理業務外部承認がある場合は、委託先情報）： 外部委託先 ○○○○
11.	電気工作物の設置者の確認： 有・無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ※1 「5. 状況」、「6. 原因」、「7. 被害状況」、「9. 防止対策」等を説明するため、必要に応じて写真、図面、計算書又は死傷事故の場合には医師の診断書等を添付する。
- ※2 規定用紙1枚に記載できない場合は、2枚にわたって記載するか、又は、別紙に事故の状況等を記載する方法を用いて報告する。

原因分類表 1（主要電気工・作物破壊事故、波及事故の場合）

原因別		内容
大分類	小分類	
設備不備	製作不完全	電気工作物の設計、製作、材質等の欠陥によるもの。
	施行不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの。
	保守不完全	巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの。
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。
自然現象	過負荷	定格容量以上の過電流によるもの。
	風雨	雨、風又は暴風によるものをいい、風のために飛来した樹木片等の接触によるものを含む。
	氷雪	雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ、又は暴風雪によるもの。
	雷	直撃雷又は誘導雷によるもの。
	地震	地震によるもの。
	水害	洪水、高潮、津波等によるもの。
	山崩れ、雪崩	山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。
	塩、ちり、ガス	塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。
	作業者の過失	作業者（自社又は自社の工事請負者の命をうけて作業に従事している者をいう。以下同じ。）の過失によるもの。
	公衆の故意・過失	投石、電線の盗取、自殺等公衆（作業者以外の者をいう。以下同じ。）の故意又は過失によるもの。
	無断伐木	公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して電気工作物の施設者に連絡せず、無断で伐採したため電気耕作物の機能に障害を与えたものの。
	火災	電気工作物に接近した家屋の火災、山火事、山焼き等の類焼によるもの。樹木の傾斜又は倒壊による接触又は接近によるもの。なお、電気工作物の設置者が当然伐採すべき範囲の樹木の接触によるものは、「保守不完全」とする。
	鳥獣接触	ねこ、ねずみ、へび、又は鳥類の接触、営巣等によるもの。
	その他の他物接触	たこ、ラジオゾンデ、アドバルーン、模型飛行機、熱気球等の接触によるもの。
	腐しよく	直流式電気鉄道からの漏えい電流等による腐しよくによるもの。化学作用による腐しよくによるものをいい、電気腐しよく及び化学腐しよくの合作用によるものは電気腐しよくとする。
	震動	重車輛の通行、基礎工事等の震動によるもの。
他事故波及	自社	自社の他の電気工作物の事故が波及したもの。
	他社	自社以外の電気工作物の事故が波及したもの。
	燃料不良	設計燃料と著しく異なる成分の燃料を使用することによるもの。
	その他	各表ごとにその表の「原因」の項のいずれの分類にもはいらないもの。
不明	不明	調査しても原因が明らかでないもの。

原因分類表 2（電気火災事故、感電死傷事故の場合）

原因別		内容
電気火災	設備不備	原因分類表 1 の「設備不備」に同じ。
	保守不備	原因分類表 1 の「保守不備」に同じ。
	自然現象	原因分類表 1 の「自然現象」に同じ。
	過失	原因分類表 1 の「作業者の過失」、「公衆の故意・過失」及び「無断伐木」に同じ。
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。
感電・作業者	作業準備不良	作業計画、工具、資材又は防具の点検、検電、給電関係の打合せ等の作業準備の不良によるもの。
	作業方法不良	作業手順の無視、作業上の連絡確認の不十分、接地の不備、命令に対する不服従等によるもの。
	工具、防具不良	作業着手前の点検によっては発見されなかった工具又は防具の欠陥によるもの。
	電気工作物不良	電気工作物の施設場の欠陥によるもの。
	被害者の過失	服装の不良、技術の未熟、心身状態の欠陥等によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく他人の人為的行為によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。
	電気工作物の不良	電気工作物の施設場の欠陥によるもの。
	被害者の過失	伐木、屋上作業等の際の不注意、無断昇柱、たこ揚げ、電線の盗取、魚とり等によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
感電・公衆	自殺	自殺の目的で感電したもの。
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。

原因分類表 3（感電以外の死傷事故、公共の財産に被害を与えた等の事故の場合）

原因別	内容
電気工作物の欠陥	原因分類表 1 の「設備不備」又は「保守不備」によるもので損傷、破壊を伴わないもの。
電気工作物の損壊	電気工作物の損壊、破壊によるもの。
電気工作物の操作	被害者又は第三者の人為的行為によるもの。